

第 12 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年12月16日(金) 午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 2川邊 千秋・3下井 弘 ・4田村 明 5若林 卓哉
8喜多 義幸・9竹尾 泰 ・10田中 茂人・11清水 喜代己
12平松 崇己・13横山 光次・19太田 義政・21坂野 大徹
23水谷 隆

以上13名

欠席委員 1小澤 哲男

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・野村次長・江副主査

総合支所 河芸 : 竹内主事 芸濃 : 長谷川担当主幹
美里 : 谷川担当主幹 安濃 : 横井担当副主幹
香良洲 : 豊田担当主幹

議事録署名者 10田中 茂人・11清水 喜代己

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(賃貸借権)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長 本日の農地部会、第12回の農地部会を始めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。

本日の欠席は、1名、小澤委員でございます。

したがいまして、出席委員は13名ということでございます。

私のほうから、本日の議事録署名者を指名させていただきます。10番 田中 茂人委員、11番 清水 喜代己委員、よろしくお願いたします。

まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第4号に入ります。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページから4ページをお願いたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から13で、件数は13件、合計面積は田で55,013㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

5ページから13ページをお願いたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。

番号1から15で、合計件数は15件、合計面積は48,557.39㎡で、その内訳は田が31,368.48㎡、畑15,817.91㎡、その他が原野で1,371でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

14ページから16ページをお願いたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、雨水排水路用地

番号2、分譲住宅用地

番号3、一般個人住宅用地

番号4、共同住宅用地

番号5、一般個人住宅用地

番号6、番号7、駐車場用地

番号8、一般個人住宅用地

番号9、駐車場用地

番号10、共同住宅用地

番号11、権利関係の整理のため

番号12、共同住宅用地

番号13、公衆用道路

番号14、駐車場用地

番号15、一般個人住宅用地
番号16、資材置き場用地
以上、件数は16件、合計面積は9,488.58㎡で、その内訳は田が7,428㎡、畑で2,060.58㎡でございます。

17ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。
番号1、倉庫用地
以上、件数は1件、合計面積は畑で285㎡でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、この18ページのほうお願いをいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里睦合町北石橋_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 948㎡、受人 _____、面積 5,968㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 豊津、申請地 河芸町一色八雲腰_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡、受人 _____、面積 1,494.82㎡、渡人 _____。

譲受理由は相手方の要望のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

この案件につきましては、今回、利用権設定で1,011㎡の利用権設定が提出されておりますので、下限面積要件、河芸町一色は3,000㎡になるのですけれども、その下限面積要件は満たされております。

番号3、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本富家_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,094㎡、受人 _____、面積 13,953.30㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 高宮、申請地 美里町五百野下之郷_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,602㎡、受人 _____、面積 4,077㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は兼業による営農縮小のためです。

番号5、地区 高宮、申請地 美里町足坂白檜_____、登記地目・現況地目とも田、面積 462㎡、受人 _____、面積 17,046㎡、渡人 _____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 安濃、申請地 安濃町内多山出_____
目とも畑、面積 125㎡、受人 _____、面積 19,214㎡、渡人 _____

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 明合、申請地 安濃町東観音寺北浦_____
況地目とも田、面積 303㎡ 外1筆、合計面積380㎡、受人 _____、
面積 8,372.91㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

19ページをお願いいたします。

番号8、地区 村主、申請地 安濃町川西廣見_____
目とも畑、面積 79㎡ 外2筆、合計面積 177㎡、受人 _____、面
積 6,295㎡、渡人 _____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は8件、合計面積は5,799㎡で、このうち田が3,455㎡、
畑が2,344㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下
限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しない
ため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番、若林です。12月9日の日に推進委員と現地を見ました。問題ないとい
うことで、許可をお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号2、地区 豊津、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。事務局の説明のとおり、何ら問題ありませんので、よろし
くお願いいたします。

議 長 番号3、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番、竹尾です。12月9日の日に、事務局の方と推進員の方で現地確認を
しました。特に問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。
番号4と5、地区 高宮、お願いします。

清水委員 11番、清水です。12月9日、推進員とこの現地確認をさせていただきました。何ら問題ないということで、よろしく願いいたします。

議長 番号6、地区 安濃、お願いします。

平松委員 12番、平松です。12月9日、現地を確認しまして、問題はありませんでした。
7番の明合地区の分も現地確認して、問題なしということで確認してきました。

議長 ありがとうございます。
番号8、地区 村主、お願いします。

横山委員 13番、横山です。事務局と推進員の方と現地確認させていただきました。別に問題ないということで、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号1から番号8について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 分かりました。
それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)、事務局、説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)でございます。
番号1、地区 雲出、申請地 雲出長常町七ノ割____、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 290㎡、借人 _____、面積 239, 351.75㎡、貸人 _____。
借受理由は営農拡大のため、貸渡理由は病気等による労力不足のためです。

以上、件数は1件、面積は田で2, 290㎡でございます。
この案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番、下井です。現地の担当の推進委員のほうから現地確認をしてもらいまして、問題なしという報告を受けております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局、説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 大里、申請地 大里睦合町蟹田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 174㎡ 外1筆、合計面積 1,014㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は438.38㎡、パネルの設置率は43.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 明、申請地 芸濃町忍田有屋_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,184㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は444.32㎡、パネルの設置率は37.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本北横山_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 271㎡ 外8筆、合計面積 7,396㎡。受人 _____、渡人 _____ 外8名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は7,244.64㎡、パネルの設置率は97.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

22ページをお願いいたします。
番号4、地区 安濃、申請地 安濃町内多中大澤_____、登記地目・現況地目とも田、面積 849㎡ 外3筆、合計面積 1,643㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は758.94㎡、パネルの設置率は46.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安濃、申請地 安濃町内多中大澤_____、登記地目・現況地目とも田、面積 89㎡ 外11筆、合計面積 2,735.13㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1,394.8㎡、パネルの設置率は51%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

23ページをお願いいたします。

番号6、地区 安濃、申請地 安濃町内多東大澤_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,388㎡ 外4筆、合計面積 2,643.40㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1,251.2㎡、パネルの設置率は47.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

24ページをお願いいたします。

番号7、地区 安濃、申請地 安濃町内多東大澤_____、登記地目・現況地目とも田、面積 704㎡ 外14筆、合計面積 3,540.07㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1,517.88㎡、パネルの設置率は42.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

25ページをお願いいたします。

番号8、地区 安濃、申請地 安濃町内多四ノ首_____、登記地目・現況地目とも田、面積 196㎡ 外22筆、合計面積 3,992.24㎡、受人 _____、渡人 _____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は2,253.6㎡、パネルの設置率は56.45%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

27ページをお願いいたします。

以上、件数は8件で、合計面積は24,147.84㎡、このうち田が15,737.84㎡、畑が8,410㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、大里、お願いします。

若林委員 5番、若林です。12月9日の日に、事務局と現地調査させていただきました。太陽光施設用地ということで、雨水が自然浸透ということなので、今日では自然災害も多いので、水の流れを、排水をもう少し何とか考慮してもらえないかということの申し添えをして、許可していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号2、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番、竹尾です。12月9日の日に、事務局と、そして推進委員の方で現地確認をしました。太陽光発電ということで、草刈りのこととか、それから横にずっとため池の土地があるのですが、その草刈りのこととか確認をしました。中勢用水の農業用水路が横にあるのですが、そこについても迷惑にならないようにということで確認をしました。

それから、3番の案件ですけれども、3番につきましては、規模が大きいということで、会長さん、部会長さん、それから事務局の方、推進委員の方で確認をしました。現在畑となっておりますが、もう雑木林で非常に荒れておるところです。ちょうど_____の西側に当たるところなのですが、太陽光発電ということで、残土をどうするのかとか、あと雨水をどういうふう処理するかを確認をしました。特に、業者といろいろ話をしまして、問題ないと判断をしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。
番号4から8、地区 安濃、お願いします。

平松委員 12番、平松です。面積が大きな点もあって、会長、部会長も立会いしていただいた地域、不安感等もあるのでありますが、大体全部一体の地域でして、全体的に管理されていないような状態のところなので、太陽光発電でその後管理されるならそのほうが良いような感じの状況のところでした。下に_____があるで、そこら辺の雨水のことだけちょっと問題を指摘して、その後はきれいになるのであればということで、問題ないと思っております。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
今月は非常に大きな、大規模な太陽光施設の現地確認でございまして、今竹尾委員もおっしゃったように、非常に荒れたところで、山林というふうな地域の状況ではないかなという確認をしたわけでございますけれども、きれいになって環境もよくなればというふうなことで判断をさせていただきたいと思っております。

番号1から番号8について、地元委員さんから異議のない旨の意見、発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局、説明をお願いします。

事務局 28ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。
番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町西豊久野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 46㎡ 外1筆、合計面積 900㎡、借人 _____ 外1名、貸人 _____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
農地区分は、第1種農地であり、原則転用を許可しない農地と位置づけられますが、既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当するものと判断されます。

以上、件数は1件で、面積は畑で900㎡でございます。
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番、若林です。9日の日に、事務局、推進委員と現地確認しました。何ら問題ないということで、許可をよろしくをお願いします。

議長 番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 了解です。
それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局、説明をお願いします。

事務局 29ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。
番号1、地区 明合、申請地 安濃町田端上野畑田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 659㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 草生、申請地 安濃町草生清水田_____、登記地目 田、
現況地目 宅地、面積 437㎡ 外2筆 合計面積 1,153㎡、借人 _____、
貸人 _____。

これにつきましては、申請地を事業所用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は1,812㎡、このうち田が1,153㎡、
畑が659㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局、説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番、平松です。現地確認しまして、_____さん親子の使用貸借という
ことで、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号2、地区 草生。

横山委員 13番、横山です。事務局と推進委員さんと、もう一人行政書士さんが来る
ということだったのですが、来なかったもので、大分、何年か前からもう登録時
から宅地に変っていた様子があったのでそのことを聞いたかたんですけども、もう現に宅地として建っていましたもので、もう田には戻せない状況で
したので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 始末書はあったのですね。

横山委員 たしかあったはずです。

事務局 すみません。よろしいですか。これは追認案件です。すみません。

議 長 追認ですね。

事務局 追認案件です。申し訳ございません。

議 長 分かりました。
番号1、2について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。
皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。

それでは、次に、別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に下の合計欄で説明させていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で159,241㎡、畑の賃貸借、使用貸借、所有権移転で36,940.42㎡、合計件数は47件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で2万415㎡、契約件数は8件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で125,708㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6,435㎡、契約件数は31件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で55,585㎡、契約件数は11件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で13,605㎡、契約件数は4件でございます。

香良洲地区につきましては、該当はありませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて374,554㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて43,357.42㎡、合計契約件数は101件、合計面積は417,929.42㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区36件、河芸地区3件、安濃地区26件、芸濃地区10件、美里地区1件で合計76件、合計面積は353,150.42㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で75.3%、面積で84.5%となっております。

続きまして、農地中間管理事業を利用した案件についてご説明をいたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては、農地利用集積計画の概要の該当箇所、今回は3ページにあります1-23-2外2件となり、整理番号の左側の欄外にアルファベットのNを記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2ページからの農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いた

だきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。まず初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、まず初めにご審議をいただきたいと思
います。
整理番号1の42の1から1の43、3番、_____委員、一時退室をお願
いいたします。

< 退 室 >

議長 該当のページは、73ページと74ページでございます。確認をいただきたい
と思います。いかがでしょうか。よろしいか。よろしいな。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 入室をお願いします。

< 入 室 >

議長 続きまして、整理番号2の2と2の3についてです。8番、_____委員、
一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 該当のページ数、ページ80ページと81ページです。ご確認ください。よ
ろしいですか。よろしいですな。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議長 続きまして、整理番号5の2。11番、_____委員、一時退室をお願
いいたします。

< 退 室 >

議長 ページ数は、130ページです。130ページ、ご確認ください。よろしい
ですか。よろしいですな。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	入室してください。
	< 入 室 >
議 長	それでは、次に、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議を いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは、これらの案件につきまして、適正であると認め、市長に進達する ことといたしますので、ご了解いただきたいと思います。 これをもちまして、第12回第1農地部会をいたします。
	午前10時39分

上記は、第12回第1農地部会の議事を録したものである。

令和4年12月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____